

第4次春日井市障がい者総合福祉計画 〔中間案〕

平成 29 年8月

春日井市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 国の動向.....	3
3 計画の性格.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画の期間.....	6
第2章 障がいのある人の現状と推計、サービスの実績と評価.....	7
1 本市の人口の推移と推計.....	8
2 障がいのある人の推移と推計.....	9
3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価.....	14
4 地域生活支援事業の実績と評価.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	15
1 基本理念.....	16
2 基本的視点.....	17
3 重点課題（項目）.....	18
4 施策の体系.....	19
第4章 施策の推進.....	21
1 生活支援.....	22
2 障がい児の支援.....	26
3 保健・医療.....	30
4 教育、文化芸術活動・スポーツ等.....	33
5 雇用・就業、経済的自立の支援.....	36
6 生活環境.....	38
7 情報アクセシビリティ.....	40
8 防災・防犯.....	42
9 差別の解消及び権利擁護の推進.....	44
10 行政サービス等における配慮.....	47
第5章 計画の推進.....	49
1 庁内関係機関の連携.....	50
2 関係機関の連携.....	50
3 広報・啓発活動の推進.....	50
4 計画の進行管理.....	51



第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

国では、2006（平成 18）年に国連で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたことを受け、2009（平成 21）年に障がい者制度改革推進本部を設置し、さまざまな国内の法律や制度の改革を進めてきました。2011（平成 23）年に「障害者基本法」の一部改正、2012（平成 24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行、同じく 2013（平成 25）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等、基本的な法整備を行い、2014（平成 26）年に「障害者権利条約」が批准され効力を発生し、国では、条約の理念に基づいて障がい者施策を推進することとなりました。

また、2016（平成 28）年には「障害者総合支援法」「児童福祉法」の見直しが行われ、障がいのある人が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、高齢で障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用促進、障がいのある児童の多様化するニーズへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行う趣旨が示されています。

さらに福祉分野全般にかかわることとして、国が 2016（平成 28）年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで地域共生社会を実現していくことが掲げられました。障がい福祉分野でも、地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等、地域共生社会の実現に向けての動きが進むこととなります。

本市では、このたび「第3次春日井市障がい者総合福祉計画」の計画期間終了にあたって、このような国の動向を注視しながら、本市における障がいのある人、児童等の現状や意向を踏まえた取り組みを推進することが求められます。

以上を踏まえて、障がいのある人や児童を取り巻くさまざまな課題に対応し、長期的視点から総合的、効果的に障がい者施策を推進するため、「第4次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

2 国の動向

(1) 障がい者施策に関わる主な関連法令の動向

近年、障がいのある人に関する法律や制度は大きく変化しています。この計画は、以下の法律、制度等を踏まえて策定しています。

■国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
平成 18年	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用対策の強化、助成の拡大など
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19年	障害者基本法の一部改正	市町村障害者計画策定の義務化
	障害者権利条約への署名	障害者権利条約の締結に向けた法整備等の開始
平成 21年	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
	「障がい者制度改革推進本部」の設置	障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のための集中的な改革
平成 22年	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
平成 23年	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義の見直し等
平成 24年	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
平成 25年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称し、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者優先調達推進法の施行	公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進
平成 26年	障害者権利条約批准	「障害者権利条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成26年2月19日より国内において効力を生じる
平成 27年	難病医療法の施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
平成 28年	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正の成立	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正のポイント

「障害者総合支援法」は施行後3年を目途に障がい福祉サービスの在り方等について検討され、見直しが行われました。また、あわせて「児童福祉法」も改正され、障がい児福祉計画の策定義務化、障がいのある子どもの多様な支援ニーズへの対応等が求められています。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

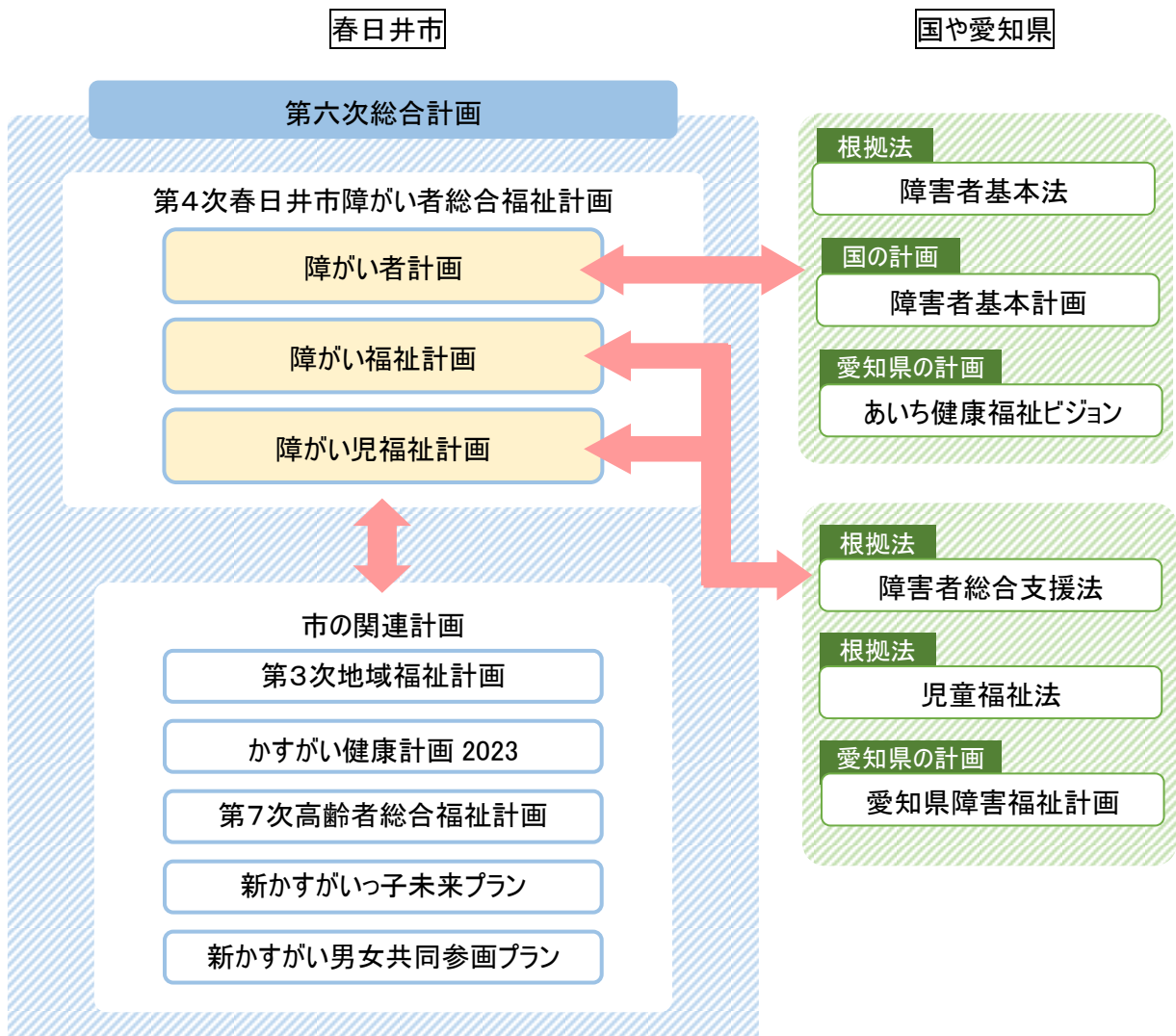
3 計画の性格

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

本市の「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画等、市の関連計画とも整合を図っています。

また、国の障害者基本計画及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」「愛知県障害福祉計画」との整合を図っています。

■計画の関連イメージ

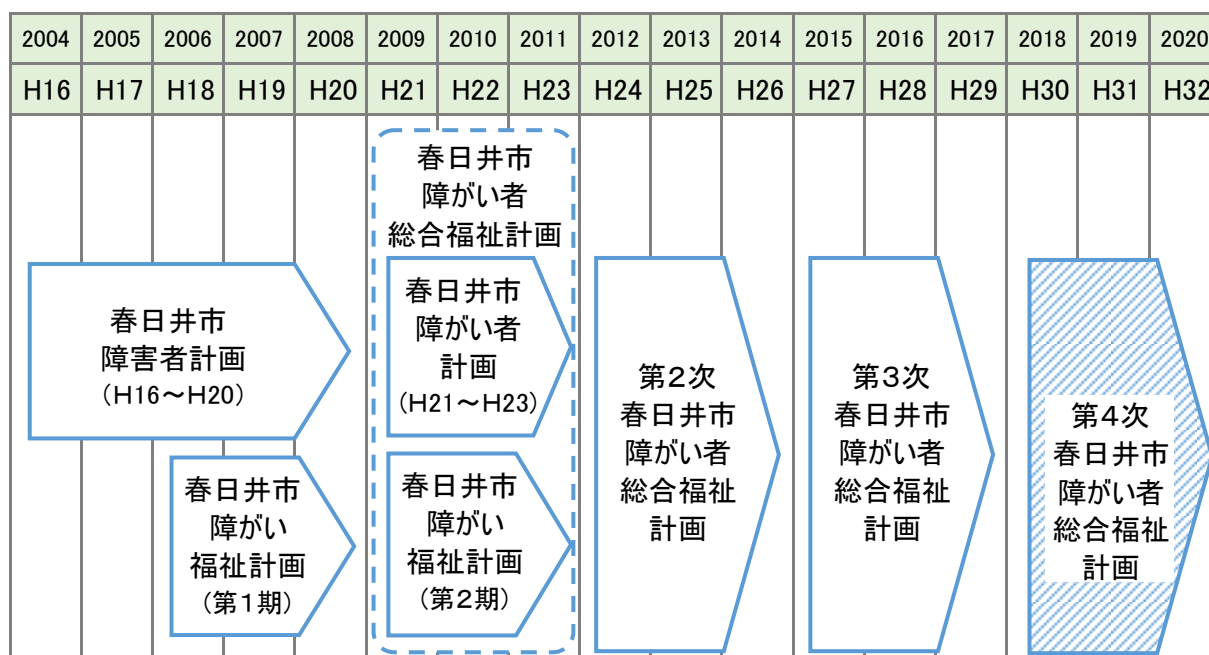


4 計画の対象

この計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。
 また、「障がいのある人」「障がいのある子ども」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

5 計画の期間

この計画の期間は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2020（平成 32）年度までの3年間とします。





第2章

障がいのある人の現状と推計、 サービスの実績と評価

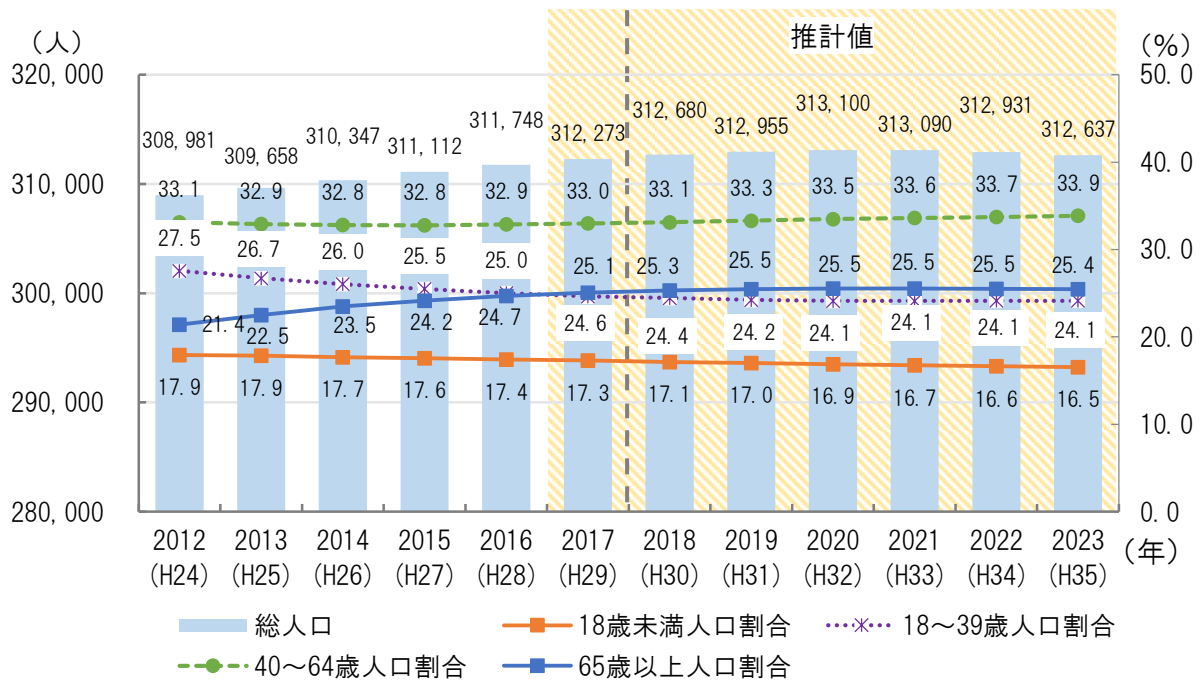


1 本市の人口の推移と推計

本市の総人口は、2016（平成 28）年 10 月 1 日現在で 311,748 人となっており、増加しています。年齢区分別割合をみると、18 歳未満人口割合、18～39 歳人口割合が減少、40～64 歳人口割合、65 歳以上人口割合が増加しており、少子高齢化が進行しています。

推計によると、総人口は 2020（平成 32）年をピークに減少に転じることが見込まれています。高齢化率は、2019（平成 31）年までは増加し続け、その後は横ばいとなることが見込まれています。

図表 1－1 総人口と年齢区分別人口割合の推移と推計



資料：～2016（平成 28）年：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）、
2017（平成 29）年～：コーホート変化率法による推計値

図表 1－2 総人口と年齢区分別人口の推移と推計

(年)	(人)											
	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35
18 歳未満	55,379	55,280	54,867	54,681	54,293	54,021	53,560	53,243	52,838	52,432	52,064	51,733
18～39 歳	85,119	82,733	80,830	79,327	77,959	76,935	76,414	75,830	75,498	75,511	75,544	75,447
40～64 歳	102,313	101,932	101,806	101,933	102,526	103,024	103,531	104,211	104,856	105,211	105,544	105,895
65 歳以上	66,170	69,713	72,844	75,171	76,970	78,293	79,175	79,671	79,908	79,936	79,779	79,562
総人口	308,981	309,658	310,347	311,112	311,748	312,273	312,680	312,955	313,100	313,090	312,931	312,637

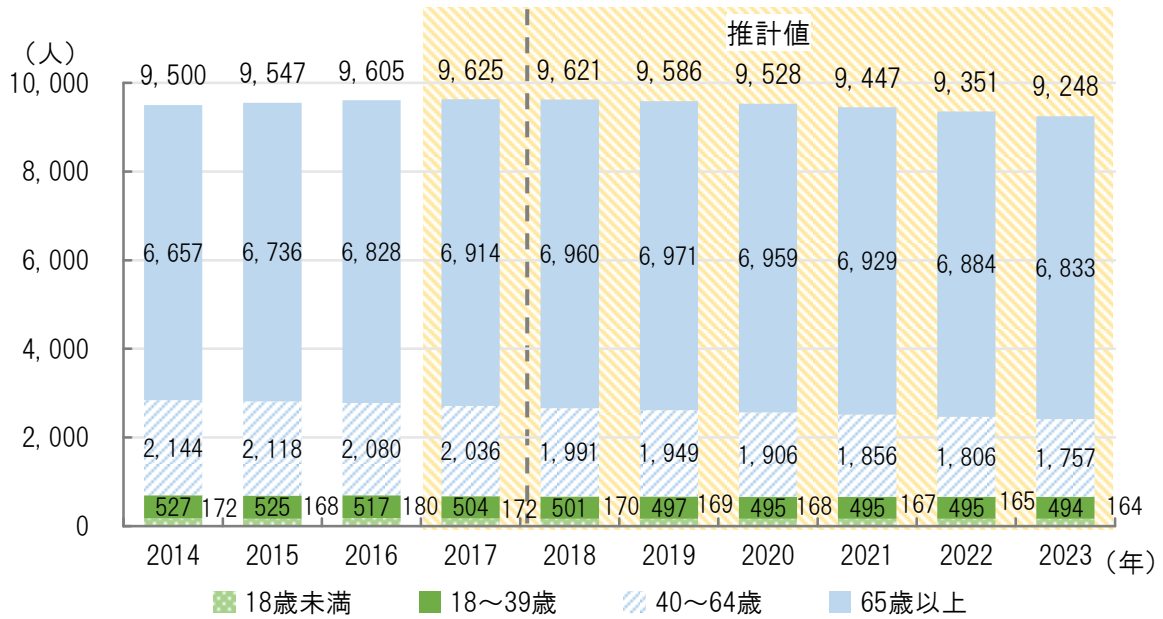
資料：～2016（平成 28）年：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）、
2017（平成 29）年～：コーホート変化率法による推計値

2 障がいのある人の推移と推計

(1) 身体障がいのある人の推移と推計

本市の身体障がい者手帳所持者数は増加しています。年齢区別にみると 65 歳以上の割合が高く、増加しています。他の年齢区分では減少しています。これまでの実績による推計をみると、65 歳以上のみ増加しますが、全体では減少することが見込まれます。

図表 2 - (1) - 1 年齢区分別身体障がい者手帳所持者数の推移と推計



資料：各年 10 月 1 日

図表 2 - (1) - 2 等級別身体障がい者手帳所持者数の状況

平成 29 年 10 月値を掲載

図表 2 - (1) - 3 障がい種別身体障がい者手帳所持者数の状況

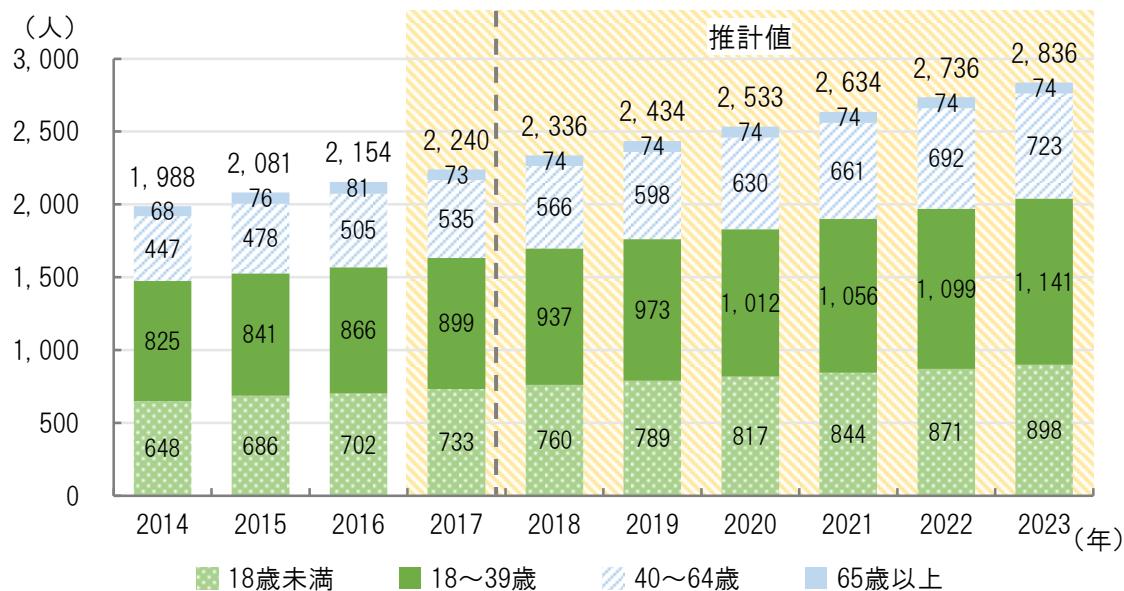
平成 29 年 10 月値を掲載

資料：平成 29 年 10 月 1 日

(2) 知的障がいのある人の推移と推計

本市の療育手帳所持者数は増加しています。年齢区別にみると18歳未満、18～39歳割合が高く、いずれの年齢区分でも増加傾向にあります。これまでの実績による推計をみると、特に18歳未満、18～40歳で増加することが見込まれます。

図表 2 - (2) - 1 年齢区分別療育手帳所持者数の推移と推計



資料：各年 10 月 1 日

図表 2 - (2) - 2 等級別療育手帳所持者数の状況

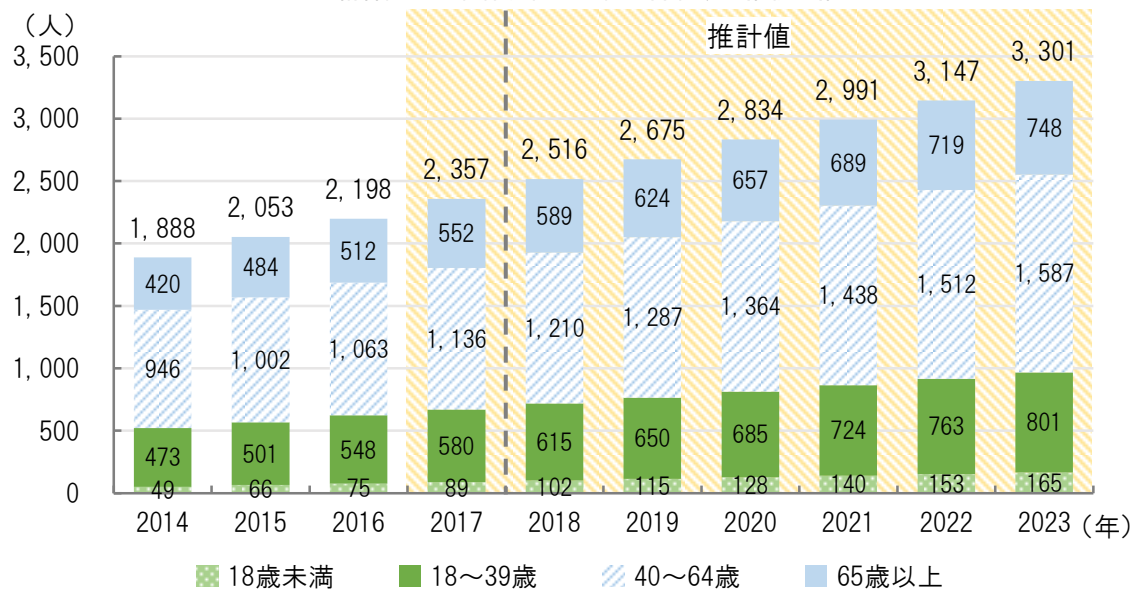
平成 29 年 10 月値を掲載

資料：平成 29 年 10 月 1 日

(3)－1 精神障がいのある人の推移と推計

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加しています。年齢区別にみると 40～64 歳割合が高く、いずれの年齢区分でも増加傾向にあります。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

図表 2－(3)－1－1 年齢区別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移と推計



資料：各年 10 月 1 日

図表 2－(3)－1－2 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の状況

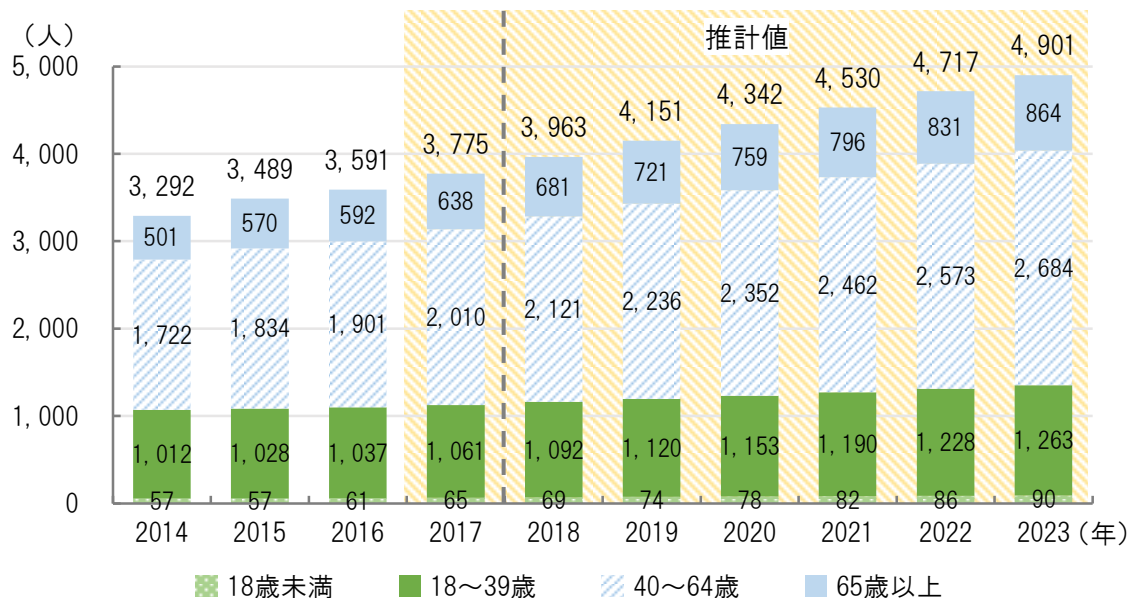
平成 29 年 10 月値を掲載

資料：平成 29 年 10 月 1 日

(3)－2 自立支援医療(精神通院)受給者の推移と推計

本市の自立支援医療(精神通院)受給者数は増加しています。年齢区分別にみると、精神障がい者保健福祉手帳所持者と同じく40～64歳割合が高くなっています。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

図表2－(3)－2 年齢区分別自立支援医療(精神通院)受給者数の推移と推計



資料：各年10月1日

(4) 発達障がいのある人の現状

発達障害者支援法において「発達障がい」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち18歳未満のものとされています。発達障がい者(児)を対象とした手帳の交付制度がないため、人数を正確に把握することは困難な状況となっていますが、全国的に増加の傾向がみられます。

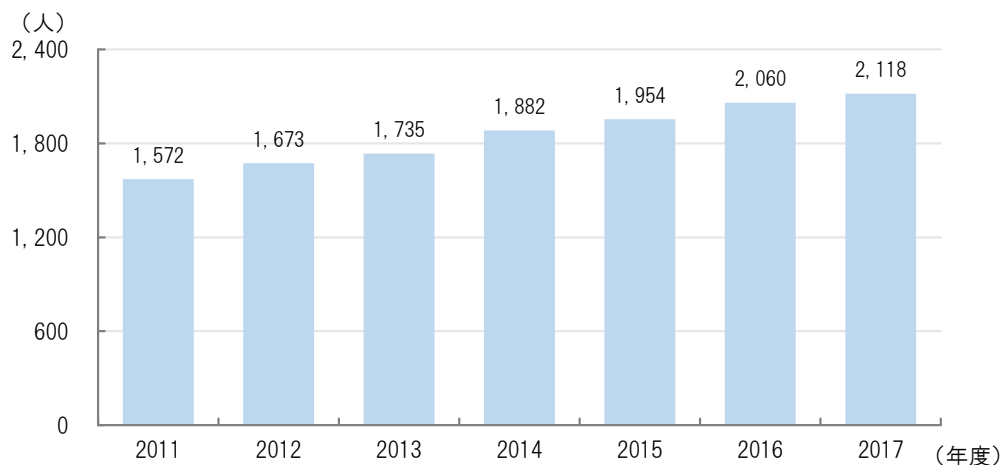
参考

文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果によれば、知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%となっています。

(5) 難病患者の推移

本市の特定医療費受給者証（指定難病）の所持者数は増加しています。対象となる疾病は拡大しており、平成 29 年 4 月からは対象疾病数が 330 疾病となっています。

図表 2 - (5) 特定医療費受給者証（指定難病）の所持者数の推移



資料：各年度 3 月 31 日

参考

原因不明で治療方法が確立されていない疾病を難病といいます。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成されます。

また、平成 25 年に施行された障害者総合支援法では、難病患者が障がいのある人の範囲に追加され、障がい福祉サービスの対象となっています。

(6) 初めて障がい者手帳を取得した年齢

初めて障がい者手帳を取得した年齢を掲載

(7) 特別支援学校、特別支援学級の推移

特別支援学校、特別支援学級
の児童・生徒数の推移を掲載

3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価

別紙参照

4 地域生活支援事業の実績と評価

別紙参照



第3章



計画の基本的な考え方



1 基本理念

本市では、障がいのある人が地域で生きがいを持って、安心して暮らせるよう支援を進めてきました。近年では、それぞれの障がいの特性を踏まえた専門的な支援の充実や、関係機関同士の連携強化等が行われています。一方で、障がいのある人やその家族等のニーズは多様化しており、支援の量的・質的な充実が求められます。また、地域で暮らす障がいのある人にとって市民の理解は欠かせないものであり、地域共生社会の実現に向けた支援が障がい福祉分野でも必要となります。

こういった状況や考えを踏まえ、「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念として継承し、障がい者福祉施策を推進します。

 障がいのある人が安心して
自立・共生できるまちづくり 

2 基本的視点

◎国の障害者基本計画(第3次)における各分野に共通する横断的視点

- (1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (2) 当事者本位の総合的な支援
- (3) 障害特性等に配慮した支援
- (4) アクセシビリティの向上
- (5) 総合的かつ計画的な取組の推進

3 重点課題（項目）

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人が適切な支援を受けられるよう、市内のさまざまな機関が連携し、総合的な相談支援体制を構築します。

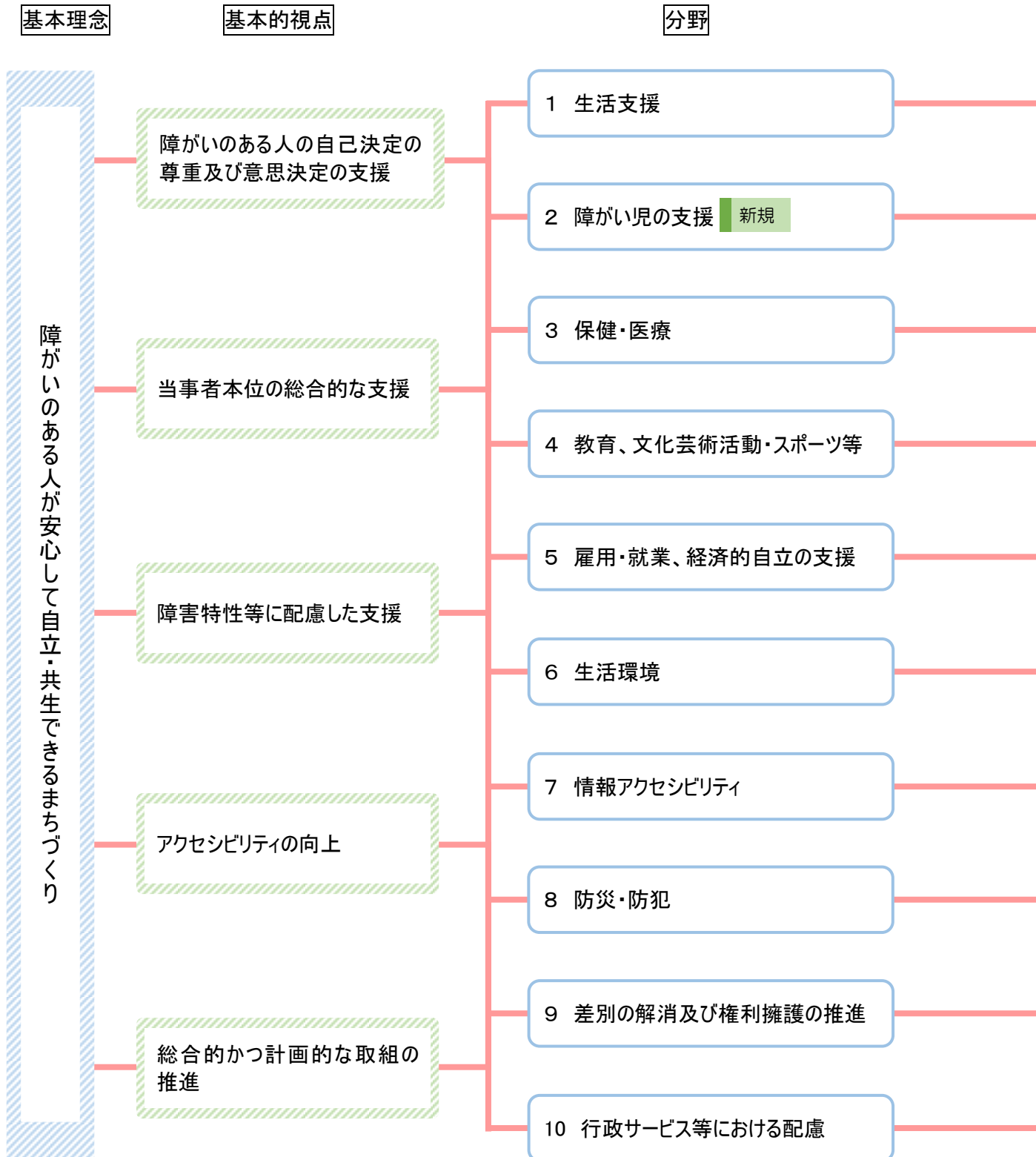
(2) 障がいに関する理解の促進

障がいの有無に関わらず市民が地域で暮らすことができるよう、障がいに関する理解を促進する啓発等を行います。

(3) 障がい児支援の充実

障がいのある子どもが個性を活かしてのびのびと成長できるよう、支援します。また、ライフステージで切れ目のない支援を行うために保健・福祉・教育等の関係機関で連携を図ります。

4 施策の体系



基本的方向

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 自立した生活を支えるサービスの推進

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ④ 文化芸術活動の推進

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実
- ④ 地域福祉の推進 新規

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮



第4章

施策の推進



1 生活支援

現状と課題

アンケート調査の結果によると、約7割以上の方が今後も自宅やグループホームでの生活を望んでいます。また、家族へのアンケート調査の結果でも、今後も家族の介助や障がい福祉サービスを受けながら、自宅で支援することへの意向が高くなっており、自宅で障がいのある人と家族が安心して暮らせる支援が求められています。

障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、「急に体調が悪くなったときの対応」が約2割となっています。また、家族へのアンケート調査の結果では、支援に負担を感じている人も半数を超えており、具体的には「心身が疲れる」が約5割、「必要な時に他の人に支援を頼めない」が約3割となっています。

家族へのアンケート調査の結果では、サービスの内容や利用方法について「あまり知らない」「知らない」の合計が5割弱となっています。サービスについて周知し、適切な利用につなげていくことが求められています。

サービスの利用につなげるには、相談支援の役割が重要です。アンケート調査の結果によると、障がい者生活支援センター、基幹相談支援センター等の相談機関については、知っている人、利用したことがある人ともに依然として低くなっています。利用者の満足度は約7割と高いため、周知・啓発し活用を促していくことが必要です。

また、計画相談支援の利用実績は見込み量を下回っており、適切なサービス利用の観点からも、計画相談支援事業所の不足を解消するための働きかけや、計画相談の利用促進に向けたより一層の取り組みの推進が必要です。

基本的方向

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実、その周知を図ります。そのため、事業所等の充実など量の確保と、人材の育成等の質の向上に取り組みます。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 自立した生活を支えるサービスの推進

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	施設入所者の削減数 (平成 17 年度からの累計)	19 人	23 人	27 人	
2	施設入所からグループホーム、 ケアホームなどへ移行する者 の数(平成 17 年度からの累計)	36 人		79 人	
3	相談支援専門員の数	9 人	21 人	18 人	
4	サービス等利用計画*を作成 した人のうち、計画相談支 援・障がい児相談支援を利用 した人の割合	16.4%	21.2%	23%	
5	障がい者生活支援センターを 知っている人の割合	52.0%	51.3%	70%	
6	家族が介助を負担に感じてい る人の割合	64.3%	57.1%	45%	
7	地域生活支援拠点の整備 新規	—	—	—	

※サービス等利用計画には、セルフプランも含まれます。

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい福祉 サービスの充 実	ア 居宅介護、生活介護等の事 業拡大や受け入れ体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所 に対する実地指導に同行し、指導します。 障がい者福祉施設整備補助を行います。 地域自立支援協議会でサービスの量的・ 質的な調査を実施します。
	イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援を周知します。 基幹相談支援センターによる指定相談支 援事業所に対する助言指導を行います。 相談支援専門員の増員を図ります。 計画相談支援の効率的な利用を促進しま す。
	ウ 居宅介護、生活介護等の専 門的人材の育成・確保及び 質的向上	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所 に対する実地指導に同行し、指導します。 地域自立支援協議会で講演会や研修会を 実施します。
	エ 居宅介護、生活介護等の医 療的ケアを行うことがで きる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員等に対する喀痰吸引等研修の案 内をします。

基本的方向	施策	取り組み
	オ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
	カ 地域生活支援拠点整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所など関係機関と連携し引き続き地域生活支援拠点の整備を検討します。
② 地域生活支援事業の充実	ア 意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の手話通訳者を設置します。 ・医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ・日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。
	イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を実施します。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 ・精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。
	ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。
	エ 地域生活支援サービスの医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等に対する喀痰吸引等研修の案内をします。
	オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
	カ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修の案内をします。 ・事業者間研修を実施します。
	キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページへ特集記事を掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します ・基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。

基本的方向	施策	取り組み
③ 自立した生活を支えるサービスの推進	ア 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 福祉応援券を支給します。 外国人重度障がい者福祉手当を支給します。
	イ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。 寝具乾燥サービスを実施します。 車いすの貸出を実施します。 配食サービス利用を助成します。 緊急通報システムを設置します。 さわやか収集事業を実施します。 ヘルプマーク、ヘルプカードの導入について検討します。 新規
	ウ 交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> かすがいシティバス利用者・付添人の運賃を減免します。 勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。
	エ 医療費の助成と健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。 福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料を一部助成します。
	オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 障がいに関するマークのパネル展示を行います。 イベント等でのPRを行います。
	カ 障がい者相談員の設置	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員を設置します。
	キ 宿泊体験の支援	<ul style="list-style-type: none"> グループホームなどの体験利用を支援します。
	ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。

2 障がい児の支援 新規

現状と課題

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務づけられました。児童発達支援センターを中心とした地域の体制強化や医療的ニーズへの対応を目指し関係機関の協議の場を設けることなど、障がいのある子どもへの支援について、今後いっそう充実していくことが求められています。

障がいのある子どもについては、発達障がいなど手帳を所持せずサービスを利用する子どもも多いため、制度やサービスについて適切な情報提供を行うことが求められています。

アンケート調査の結果によると、障がいのある子どもが児童発達支援を利用するきっかけは、「乳幼児健康診査」と「児童相談センターや市の発達相談などの窓口からの紹介」を合わせて5割と高くなっています。今後も担当部署への働きかけや連携を強めていくことが大切です。

特に「放課後等デイサービス」の利用意向が高く、実績でも大きく伸びています。今後も事業所が提供するサービスの質の向上を図りつつ、受け皿を確保していくことが求められています。

基本的方向

障がいのある子どもの多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図ります。また、障がいのある子どもへのサービスの適切な利用を促すため、保護者への情報提供を行います。

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	障がい児支援利用計画※を 作成した人のうち、障がい 児相談支援を利用した人 の割合 新規	4.2%	13.8%	—	
2	サポートブックの利用者の数	37 人	69 人	100 人	
3	重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の数 新規	—	4 事業所	—	
4	重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所 の数 新規	—	1 事業所	—	

※障がい児支援利用計画には、セルフプランも含まれます。

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい児支 援の充実	ア 児童発達支援、放課後等デ イサービス、相談支援、保 育所等訪問支援等の事業 拡大や受け入れ体制の充 実	<ul style="list-style-type: none"> 事業所への実地指導を行います。 重症心身障がい児に対応可能な事業所を確保します。新規 地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。
	イ 児童発達支援、放課後等デ イサービス、相談支援、保 育所等訪問支援等の専門 的人材の育成・確保及び質 的向上	<ul style="list-style-type: none"> 事業所への実地指導を行います。 地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	ウ 基幹相談支援センター、障 がい者生活支援センター の相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県社会福祉協議会等の研修の案内をします。 地域自立支援協議会において事例検討や学習会を開催します。
	エ 基幹相談支援センター、障 がい者生活支援センター の周知	<ul style="list-style-type: none"> 広報及びホームページへ特集記事を掲載します。 障がい福祉サービスガイドで周知します 基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。
	オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> サポートブックをホームページへ掲載します。 保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。 積極的な活用を促進します。

基本的方向	施策	取り組み
	カ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進	・児童発達支援センターのあり方について検討します。
	キ 特別支援児保育の実施	・特別支援児保育の体制を整備します。
	ク 特別支援児の巡回相談・指導の実施	・臨床心理士による保育士と保護者への巡回指導を行います。 ・特別支援児巡回相談を実施します。
	ケ 保育士の知識や技術の向上	・特別支援児保育関係研修を開催します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	コ 放課後児童健全育成事業の実施	・可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。
	サ ことばの教室の実施	・ことばの発達などに問題や不安を抱える子どもの指導や相談を実施します。
	シ 地域での早期療育の推進	・療育についての理解を深める講座を開催します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	ス 医療的ケア児への支援 新規	・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。
② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	・乳幼児健康診査を実施します。 ・新生児聴覚スクリーニングを実施します
	イ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	・訪問指導を実施します。 ・発達相談を実施します。 ・早期に療育につなげる支援を行います。 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。
③ 教育環境の充実	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を開催します。
	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	・肢体不自由の特別支援学級へ介助員を配置します。 ・通常学級へ特別支援教育支援員を配置します。

基本的方向	施策	取り組み
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の就学支援	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 児童・生徒の就学を校内就学支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。 教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。
	エ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育連携協議会の設置を進めます。
	オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> サポートブックをホームページへ掲載します。 保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。 積極的な活用を促進します。
④ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。
	イ 交流学习などの推進	<ul style="list-style-type: none"> 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の人達の相互交流を行います。
⑤ 権利擁護の推進	ア 障害者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。

3 保健・医療

現状と課題

アンケート調査の結果によると、医療での困りごとについて、半数を占める「特に困ったことはない」を除き、知的障がいのある人と精神障がいのある人で「障がい（症状）のため症状を正確に伝えられない」が約3割、難病患者と精神障がいのある人で「医療費の負担が大きい・できない」がそれぞれ約3割と約2割と高くなっています。

精神障がいのある人の退院、社会復帰を促進するためには、地域生活を支える環境の整備が必要です。国では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとしており、本市においても、保健・医療・福祉関係者による協議が求められています。

健康診断や心身の健康相談、リハビリテーションなどにより障がいの原因となる病気の予防や軽減につなげていくことも大切です。

基本的方向

精神障がいのある人や難病患者など、障がいや疾病のある様々な人々が地域で暮らしていけるよう適切な医療を受けることができる体制作りを進めます。

また、保健・医療について適切なサービスの提供を図り、障がいの原因となる病気の発生の予防や重度化の防止を図ります。

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	181 人	324 人	222 人	
2	精神障がいのある人を対象とした居場所※を提供する事業の実施箇所数	3 箇所	5 箇所	6 箇所	
3	特定健康診査の受診率	35.1%		50%	

※障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除きます。

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み 1
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査を実施します。 ・特定保健指導を実施します。 ・後期高齢者健康診査を実施します。 ・乳幼児健康診査を実施します。 ・新生児聴覚スクリーニングを実施します
	イ メンタルヘルス相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談を実施します。 ・ゲートキーパー養成講座を開催します。 ・こころの健康について知識の普及啓発を行います。
	ウ かかりつけ医の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載します。
	エ リハビリテーション事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心理リハビリテーション事業を実施します。 ・音楽療法を実施します。
	オ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導を実施します。 ・発達相談を実施します。 ・早期に療育につなげる支援を行います。 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。
② 精神保健福祉施策の推進	ア 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。 ・グループ活動を支援します。 ・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。 ・保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。 <p style="text-align: center;">新規</p>

基本的方向	施策	取り組み 1
	イ 退院の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターや医療機関と連携した退院支援を行います。 • 基幹相談支援センターで福祉サービス事業者及び市民を対象に精神障がい者の地域移行に関する研修会を開催します。
	ウ 医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> • 医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。
③ 難病施策の推進	ア 障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> • 広報及びホームページへ特集記事を掲載します。
	イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 広報及びホームページへ特集記事を掲載します。 • 障がい福祉サービスガイドで周知します • 保健所との連携を強化します。

4 教育、文化芸術活動・スポーツ等

現状と課題

アンケート調査の結果によると、現在の障がいのある子どもの主な日中の居場所は「特別支援学校（小・中・高等部）」の割合が2割を超え最も高く、次いで「小・中学校の特別支援学級」が約2割となっています。通所・通園・通学している子どもが困っていることとしては「特にない」「その他」を除くと、「先生の理解が足りない」「授業や活動についていけない」がそれぞれ1割を超えています。

また、充実させてほしい障がいのある子どもの支援について、「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」が5割、「進学相談・進路指導」が4割となっています。障がいのある子どもにとって教育環境が適していない可能性があり、障がいの特性に応じた支援が必要となっています。一方、手帳を所持していない子どもでは「保護者が気軽に相談できる機会」を求める割合が高くなっており、相談できる場所についての情報提供が必要です。

障がいのある子どもが地域の学校で教育を受けるには、教員はもちろん、児童、生徒の障がいに対する理解が必要です。アンケート調査の結果によると、障がいの理解に求められる取り組みについて、「学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育」の割合が8割と最も高く、幼少期から障がいについて、教育や交流を通じて学ぶ機会を提供することが必要です。

文化芸術活動・スポーツについては、アンケート調査の結果によると、障がいのある人の余暇の過ごし方は「テレビを見る」の割合がおおむね5割以上と最も高くなっています。一方、今後の過ごし方の意向については、「旅行をする」「買い物に行く」、難病患者では「運動をする」の割合が現状よりも高くなっています。国では、生涯にわたって障がいのある人が教育、文化、スポーツなどの様々な機会に参加できるよう、関係機関の連携や体制の整備を進めることとしています。本市においても、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加を支援していくことが求められています。

基本的方向

障がいのある子どもが個々の特性にあった教育を障がいのない子どもと受け、のびのびと成長できるよう、今後も教育環境を充実します。また、教職員の理解を深めることや、障がいの有無に関わらず、一緒に教育を受ける機会を設けることにより、教育現場における障がいについての理解促進を図ります。

障がいのある人の生きがいのある暮らしや余暇活動の支援として、スポーツ活動や文化活動等に参加できる体制づくりや機会の充実を図ります。

① 教育環境の充実

② 障がい福祉教育の充実

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

④ 文化芸術活動の推進

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	7,564 人	7,804 人	10,000 人	
2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	24 件	24 件	32 件	

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 教育環境の充実	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を開催します。
	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の特別支援学級へ介助員を配置します。 ・通常学級へ特別支援教育支援員を配置します。
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の就学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内就学支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。
	エ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。
	オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックをホームページへ掲載します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。 ・積極的な活用を促進します。
② 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。
	イ 交流学习などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の人の相互交流を行います。

基本的方向	施策	取り組み
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 成績優秀者の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> 国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた者に春日井市スポーツ賞を交付し、顕彰します。
	イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）で各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 「交流の日」事業を実施します。
	ウ 利用料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> 温水プールなどの利用料金を減免します。
	エ レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる共生サロンの開催を支援します。
④ 文化芸術活動の推進	ア 手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 講演会や展覧会などに手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 手とり足とりパソコン講座を開催します。 実践パソコン講座を開催します。 障がいの特性に配慮した講座を開催します。
	ウ 創作活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者作品展を開催します。 障がい者週間啓発事業を実施します。
	エ 図書への充実と読書サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 録音図書、点字図書を作製します。 ボランティアによる対面読書を行います。 図書無料郵送貸出を実施します。 音訳技術講習会を開催します。 音訳デジタル録音技術講習会を開催します。 大活字図書を日常生活用具の対象として検討します。 新規
	オ ボランティアなど人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 点訳奉仕員養成講座を開催します。 「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 手話奉仕員養成講座を開催します。

5 雇用・就業、経済的自立の支援

現状と課題

アンケート調査の結果では、障がいのある人の就労状況について、正社員、パート・アルバイト、自営業のいずれかで働いている人は、身体障がいのある人（65歳未満）で約4割、知的障がいのある人と精神障がいのある人で約2割、難病患者で約5割となっています。

障がいのある人で就労していない人は、身体障がいのある人（65歳未満）で約4割、知的障がいのある人で約3割、精神障がいのある人で約5割、難病患者で約2割と、精神障がいのある人で高くなっています。働いていない理由としては、「障がいのため仕事ができる状態でない」が約5割と高くなっていますが、一方で「仕事が見つからない」人もいるため、対策を講じる必要があります。今後働きたいと思う人は、精神障がいのある人及び難病患者で約6割と高く、また、全体的に前回よりも就労意欲が高くなっています。

就労や就労定着に向けた具体的な支援としては、身体障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者で「障がい（病状）に応じて短時間の就労などができること」が約3割から約4割、知的障がいのある人、精神障がいのある人と難病患者で「職場の人たちが障がい（病状）のことを理解すること」が約3割とそれぞれ高く、柔軟な働き方や、障がいや病状への理解が求められています。

仕事への不安については「特になし」を除くと、いずれも「収入・手当が少ない」が高くなっています。なお、知的障がいのある人では、「いつ職場をやめさせられるか不安である」が約4割となっており、不安を解消する取り組みが求められています。本市では、就業・生活支援センターで職場の障がい理解等の支援を行っていますが、認知度は知的障がいのある人以外で6割以上の方が「知らない、聞いたことがない」となっています。存在や機能を周知し、活用を促進していく必要があります。

知的障がいのある人では、訓練施設、就労移行支援、就労継続支援A・B、生活介護や地域活動支援センター等の福祉的就労をしている人も約4割と他の障がいのある人と比べて高くなっています。障がいのある人が、その特性に応じて多様な福祉的就労の場を選択できることが求められています。

基本的方向

障がいのある人が障がいの特性や意向にあわせて就労が可能となるよう、関係機関と連携し、就労に関するきめ細かな支援を行います。また、多様な雇用の場が確保できるよう、民間企業への働きかけや福祉的就労の場の拡充等を進めます。

① 障がい者雇用の促進

② 福祉的就労の充実

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	福祉施設 ^{※1} を退所し、一般就労した者の数(年間一般就労移行者数)	21 人		34 人	
2	就労移行支援事業の利用者数	55 人	60 人	88 人	
3	就労移行支援事業所通所者の就労移行率	16.7%		25%	
4	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	1,036 千円	2,764 千円	5,000 千円	
5	就労継続支援 B 型の平均月額工賃	11,922 円	13,562 円	20,000 円	
6	就労定着支援 ^{※2} による支援開始から 1 年後の職場定着率 新規	—	—	—	80%

※1：福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

※2：就労定着支援とは、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスをいいます。

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進	ア 雇用や就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 障がいのある人を正規職員や臨時職員として採用します。 一般企業の受け皿拡大や充実を図ります
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 ハローワークとの連携を強化します。 ジョブコーチの活用を促進します。 障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します。
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。 調達実績をホームページで公表します。
② 福祉的就労の充実	ア 施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉施設整備補助を行います。
	イ 障がいのある人が作った物品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> 元気ショップを実施します。
	ウ 工賃の向上	<ul style="list-style-type: none"> 事業所への実地指導を行います。 市の委託業務等と就労継続支援事業所とのマッチングをします。 元気ショップを実施します。

6 生活環境

現状と課題

アンケート調査の結果によると、今後、特に充実すべきだと考える障がいのある人の施策について、身体障がいのある人では「公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること」の割合が3割弱となっており、公共施設などのバリアフリー化の推進は引き続き必要とされています。

障がいのある人の住まいについて、今後の暮らしの希望ではいずれも「自宅」の割合が最も高く、知的障がいのある人では「グループホーム」も他の障がいと比べて高くなっています。障がいのある人が地域で暮らし続けられるよう、住環境の整備に対する支援が求められています。

基本的方向

障がいのある人が安心した生活を実現できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人やその家族の意向を踏まえ、地域で快適に暮らせる多様な住環境を整備します。

① 福祉のまちづくりの推進

② 住環境の整備

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	市営住宅のバリアフリー化率	50%	58.2%	75%※	

※市営住宅総合再生計画で、平成 30 年度の目標値を 75%と定めています。

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進	ア 歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん歩行エリアを整備します。 ・バリアフリー新法重点整備地区を整備します。 ・公園を整備します。
	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる駅やその周辺を整備します。 ・市役所庁舎を整備します。
	ウ 「かすがいシティバス」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・付添人の運賃を減免します。
	エ 各種委員会や協議会等への委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの参画を進めます。
② 住環境の整備	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。
	イ 住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がいのある人の住宅改修費を一部助成します。
	ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉施設整備補助を行います。

7 情報アクセシビリティ

現状と課題

アンケート調査の結果によると、福祉などの情報を得る方法は、「市の広報」の割合がおおむね4割と高く、「新聞・雑誌・一般図書」の割合も約3割となっています。また、知的障がいのある人では「施設や事業所」も高くなっています。家族へのアンケート調査の結果では、障がい福祉サービスの利用方法やサービスの内容について「知らない」「あまり知らない」の合計が5割弱となっています。障がい福祉制度は複雑であり障がいのある人本人や家族にとって非常に分かりにくくなっており、理解しやすいかたちでの情報提供が必要です。

障がいのある人の意思疎通については、本市では手話通訳者や要約筆記者の派遣、ボランティアの育成等を行っています。今後も障がいのある人が円滑に意思疎通できるよう、人材の確保・育成をしていくことが求められています。

基本的方向

障がいの特性に合った情報提供や意思疎通支援ができるよう、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、ボランティア等の人材育成を図ります。

① 情報提供の充実

② 意思疎通支援の充実

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	手話通訳者の派遣件数	562 件	412 件	632 件	

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 情報提供の 充実	ア 制度やサービス内容の 周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載します。 ・障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します。
	イ 視覚障がいや聴覚障がい のある人などに配慮した 情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します ・音声コードの活用を促進します。 ・ホームページの改正に合わせ、市政だよりの動画に字幕などを付けることを検討します。
	ウ 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体から意見を聴取します。
② 意思疎通支 援の充実	ア 手話通訳者の設置と手話 通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の手話通訳者を設置します。 ・医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 各種ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・手話奉仕員養成講座を開催します。 ・読み書き（代筆・代読）情報支援員養成講座を開催します。 新規

8 防災・防犯

現状と課題

アンケート調査の結果によると、災害時にひとりで避難できるかについて、知的障がいのある人、障がいのある子どもで「ひとりでは避難できないと思う」の割合が約7割と高くなっています。一方で、災害時要援護者避難支援制度について、知っている人は1割前後と低くなっています。制度の必要性を周知することが求められています。

災害などの緊急事態に困ることについて、身体障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者で「一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい」が3割を超え、知的障がいのある人及び障がいのある子どもで「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」が約7割と高くなっており、障がいの特性に応じた配慮や備えが必要となります。

障がいのない人へのアンケート調査の結果では、災害時に障がいのある人の支援ができるかについて約半数が「できる」と回答しています。また、災害に備え地域で取り組むべきこととして、「近所での日頃からの協力体制づくり」が4割を超え最も高く、支えあいの必要性を感じている人が多くなっています。今後地域の住民が主体となった支え合いを進めていくことも大切です。

近年では、障がいのある人を狙った悪徳商法などの増加が見受けられます。障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、施設や地域での防犯体制の強化や、地域での障がいに対する理解促進、見守りの充実が求められています。

基本的方向

障がいのある人が安心、安全に生活ができるよう、防災訓練の実施、避難所の環境整備等、防災対策を充実します。

また、障がいのある人をねらった犯罪を防止できるよう、警察等と連携した注意喚起や、地域や関係機関等との日頃からの関係性づくりを進め、防犯体制を強化します。

- ① 防火・防災対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ② 防犯対策の充実

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	災害時要援護者避難支援制度を知っている人の割合	11.4%	10.7%	50%	
2	災害時要援護者名簿に登録したいと思う人の割合	22.7%	26.7%	40%	
3	災害時要援護者名簿の登録者数	339 人	973 人	500 人	

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 防火・防災対策の充実	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心情報ネットワークを活用します 保護者向け緊急メール配信サービスを活用します。
	イ 地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援マニュアル、災害時要援護者マップ作成マニュアルを区、町内会、自治会等に配布し活用を促します。
	ウ 災害時要援護者支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体研修会で周知します。
	エ 福祉施設における防火・防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小規模福祉施設での消防訓練を実施します。 小規模福祉施設関係者に対する講習会を開催します。
	オ 災害に強い地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練を実施します。 防災講話を開催します。 地域における市民防災マニュアル作成の手引きを配布します。 地域の防災訓練への参加を促進します。
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> スロープを設置します。 災害用簡易組立トイレ（オストメイト対応）を設置します。 災害用簡易組立トイレ（車イス対応）を設置します。
	キ 要配慮者のための避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所を設置します。
	ク 防災会議への委員の登用	<ul style="list-style-type: none"> 防災会議に福祉分野から委員を登用します。
② 防犯対策の充実	ア 防犯知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> 防犯講話を開催します。 消費生活相談を実施します。
③ 見守り活動の充実	ア 見守り活動の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域見守り連絡会議を開催します。 地域見守り活動に関する協定を締結します。

9 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人に対する差別のない社会が求められています。一方、神奈川県相模原市の障がい者支援施設で偏った障がい理解から殺傷事件が発生し、障がいのある人や関係者だけでなく、日頃障がいのある人と関わる機会が少ない人にも大きな衝撃を与えました。アンケート調査の結果によると、障がいのある人の差別の経験については、「よくある」「ときどきある」の合計が知的障がいのある人及び精神障がいのある人で4割前後、障がいのある子どもで5割弱と、多くの人にみられます。また、障がいのない人でも、差別・偏見があると思うかについて「あると思う」「少しはあると思う」の合計が9割を超えています。そのため、見た目に分かりにくい障がい等、多様な障がいについて今後一層理解を促進することが求められています。

障がいのある人の権利擁護や虐待防止について、平成 24 年に施行した「障害者虐待防止法」を「知らない、聞いたことがない」の割合が半分近くとなっており、前回とほとんど変わっていません。また、障がいのない人の「障害者虐待防止法」の通報義務を知っている人についても2割程度にとどまっているため、同じく知っている人がいまだ少ない成年後見制度や日常生活自立支援事業と合わせ、より周知・啓発することが求められています。

基本的方向

障がいのある人への差別・偏見がなくなり、障がいの有無に関わらず地域で共生できるよう、教育や交流を通じて障がいに対する市民の正しい知識の普及や定着を図ります。

また、権利擁護のための制度の普及や障がい者虐待を防止する取り組みを進めます。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

② 権利擁護の推進

③ 障がい福祉教育の充実

④ 地域福祉の推進 **新規**

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	障がいのある人に対する差別 があると感じている人の割合	96.6%	94.8%	75%	
2	障害者差別解消法を知ってい る人の割合	7.4%	10.3%	30%	
3	障がい者虐待防止ホットライ ンを知っている人の割合	5.9%	6.3%	30%	
4	成年後見制度を知っている人 の割合	26.4%	29.2%	40%	
5	日常生活自立支援事業を知っ ている人の割合	13.5%	12.1%	40%	

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいを理由とする差別の解消の推進	ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 啓発チラシを配布します。 講演会を開催します。
② 権利擁護の推進	ア 障害者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待防止センターを周知します 高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開催します。 虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。 啓発チラシを配布します。 講演会を開催します。 子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。
	イ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人養成研修を開催します。 成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。
	ウ 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。
③ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。
	イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の人達の相互交流を行います。

基本的方向	施策	取り組み
④ 地域福祉の 推進 新規	ア 障がい理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者作品展を開催します。 • 障がい者週間啓発事業を実施します。

10 行政サービス等における配慮

現状と課題

「障害者差別解消法」により、行政機関においては「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務づけられました。本市では、「職員対応要領」を策定し、障がいのある人への適切な対応に努めています。

選挙における投票等、障がいのある人が自らの権利を円滑に行使できるよう、職員一人ひとりの対応や環境整備、行政サービスのわかりやすい案内など、多様な場面での合理的配慮が求められています。職員は、障がいに対する知識を習得するだけでなく、交流等を通じて配慮のある接し方等も身につける必要があります。

基本的方向

障がいのある人が行政サービスの利用等において適切な配慮を受けられるよう、各行政機関において「職員対応要領」を踏まえた対応を行います。そのために、障がいに対する理解を促す研修等を実施します。

また、選挙の投票等における障がいのある人に配慮した環境づくり、情報提供、意思疎通支援に取り組みます。

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮

成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修*を受講した職員の割合	—	6.5%	15%	

※障がいの理解に関する研修は、平成 27 年度以降の新規採用職員研修を対象とします。

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員研修の実施	・障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。
	イ 窓口等における配慮	・手話通訳者を設置します。
	ウ アクセシビリティに配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します ・音声コードの活用を促進します。 ・ホームページの改正に合わせ、市政だよりの動画に字幕などを付けることを検討します。
② 選挙における配慮	ア 投票所における投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープを設置します。 ・点字器を設置します。 ・代理投票の適切な実施等に取り組みます
	イ 不在者投票の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・指定病院等における不在者投票の適切な実施を促進します。 ・郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。



第5章

計画の推進



1 庁内関係機関の連携

この計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関の連携

地域社会を構成する市民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

3 広報・啓発活動の推進

障がいのある人に対する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、地域団体などの多様な主体との連携による広報・啓発活動を効果的に推進します。

また、障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事やイベントなどを中心に、市民、障がい者福祉関係団体、ボランティア団体など幅広い層の参加による啓発活動を行い、障がいのある人を誰もが自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

さらに、児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、情報提供やコーディネートなどを通じその活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

4 計画の進行管理

障がい者施策推進協議会を定期的を開催し、「PDCA サイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、この計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。

図 「PDCAサイクル」のイメージ

